参考資料2_公共施設管理者等意見照会申出書及び回答書

様式1

1	EII	開発申出書
1	神戸市	後 29 年 2 月 18 日 長 あて
	(局 部 課長 あて) 住 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
	次のとおり開発計画	申請者 氏 名 神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉 印 印 (TEL 078-322-0262) がありますので、申し出いたします。
1	開発区域の位置	神戸市 北 区 甲栄台1、2、3丁目
2	開発区域の面積	119900 m (開発關連区域 o m)
3	都市計画区域 及び用途地域	■ 市街化区域 [用途地域: 第1種中高層住居専用地域] □ 市街化調整区域
4	開 発 目 的	□ 自己の居住用 □ 自己の業務用 ■ 非自己用
5	計画戸数・人口	来定 棟 1-10 階 1341 戸 3559 人 6 予定建築物の用途 集合住宅、戸建て住宅、商業施設、保育所、老人福祉施
7	設計者	8 工 事 施 行 者 氏 名 神戸市住宅都市局 住宅整備課長 松本 悟司 (TEL 078-322-0262) (TEL)
9	添付図書	① 開発計画書 ② 位置図 ③ 現況平面図 ④ 開発計画平面図 (マスタープラン) ⑤ 河川流域図 ⑥ 排水計画平面図 ⑦ 現況写真 ⑧ 委任状 (本人以外が提出の場合) □ 人と自然との共生ゾーン条例 □ 大きが □ 大き自然との共生ゾーン条例 □ 大きが □ 大きり □ 大き □ カーカー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー
10	関係法令	□ 森林法 □ 地すべり等防止法 □ 文化財保護法 □ 自然公園法 □ 急傾斜地崩壊防止法 □ 兵 身 (
11	重要事項の整理 先	□ 雑設局道路部計画課 □ 住宅都市周計画部都市計画課 □ 教育委員会社会教育部文化財課 □ 雑設局公園部計画課 □ 操境局環境保全部環境保全指導課 □ 水道局事業部配水農 □ 雑設局防災部河川課 □ 経済観光局農政部計画課 □ 矢庫県公安委員会 □ 雑設局防災部河川課 □ 経済観光局農政部計画課 □ 京庫 特別よれ参称所 □ 対防局警防部警防課 □ 交通局市バス運輸サービス課
12	その他必要事項	13 担当者氏名 住宅整備課 藤原、西村、四十宮 連 絡 先 (TEL 078-322-0262)
14 神戸市処理欄	所見	別紙項目を追っすること 住宅都市局計画都指導課 29.7.18 第3/8号

<注意>

(1) 正本1部、副本1部を市街化区域については住宅都市局計画部指導課へ 市街化調整区域については経済観光局農政部調整区域指導課へ提出してください。

- (2) 申請者以外が揚出する場合は、申請者からの委任状が必要です。
 (3) 1~10欄までと12,13欄について記入してください。
 (4) 情報公開請求があった場合は、本書 (1~3 欄、9~12欄及び14欄に限る)並びに位置図を公開します。

- ①開発に伴う他法令の取り扱いについて、関係部局と協議すること。
- ②教示する重要事項の整理先と協議の上、回答を得ること。
- ③事前審査願書には上記の回答を反映した図書を添付すること。

開発計画書

1. 計画の概要

・市営桜の宮住宅(42棟、約1700戸)の建替事業において、集合住宅及び戸建住宅 並びに商業・店舗等の生活利便施設などの沿道施設と併せて、道路・公園などの 公共施設について、民活導入も図りながら再整備する

2. 位置

・所在地 : 神戸市北区甲栄台1~3丁目(市営桜の宮住宅)

•最寄駅 : 北鈴蘭台駅

神戸電鉄有馬線「北鈴蘭台」駅の西側150m~500mに位置する。

3. 土地利用計画 *「土地利用計画図」参照

·開発区域面積 119,900 m²(実測面積)

·住宅

1341戸

集合住宅

1160戸

戸建て住宅

181戸

·沿道施設

商業·生活利便施設

·公共施設

道路·公園等

土地利用計画表

画地	用途	面積	戸 数	比率	備考
①	集合住宅	8,195	170		
2	集合住宅	9,024	180		
3	集合住宅	13,387	270		
4	集合住宅	3,986	80		
(5)	集合住宅	2,598	50		
6	集合住宅	20,426	410		
81		57,616	1,160	48.05%	
A	沿道施設	1,885			商業・生活利便施設
В	沿道施設	2,760			商業・生活利便施設
81		4,645		3,87%	
r,	戸建て住宅	14,595	93		
5	戸建て住宅	14,095	88		
計		28,690	181	23.93%	
北山公園		3,735		3.12%	再整備
保育所		1,731		1.44%	移設整備
福祉施設		2,065		1.72%	新規整備
車道		18,108		15.10%	
歩道・歩行者専用道路		3,310		2.76%	
81		28,949		24.14%	
		119,900	1,341	100%	



4. 開発地の現況

・大規模団地の老朽化・狭隘化

神鉄北鈴蘭台駅前に広がる地域の中心にある約14ha、約2,300戸の 市営桜の宮住宅は、昭和40年代に建設され、老朽化が進行すると ともに、狭小な住宅が多い。

バリアフリー上の問題

桜の宮住宅の住棟は、5階建で、エレベーターが未設置の階段室型 住宅が大半を占めており、バリアフリー化されていない。

耐震性能上の課題

桜の宮住宅のうち、廊下型住棟2棟については耐震性能が不足して おり、構造上の課題がある。

・起伏が多い地形

団地のある敷地は、周辺を含め地形上起伏が大きく、特に幹線道路、 幹線道路から団地内を南北に通る道路は傾斜が大きい。 高齢者等が多い現状を踏まえると、北鈴蘭台駅から市営住宅までの アクセスの容易性も重要な課題となっている。

生活利便施設等の不足

団地周辺に一定の生活利便施設はあるものの、北鈴蘭台駅前に集中 している。また、居住者の高齢化が進行する地域において、高齢者等を 支援する施設やサービスが不足している。

5. 用途地域

- ·第1種中高層住居専用地域
- 準防火地域
- ·建蔽率 60%
- ·容積率 200%
- ·第4種高度地区

6. 周辺住民との協議

·未定

7. 工事施工方法

・順 序 未定・工事期間 未定

·施工重機 未定



8. 切土·盛土

・土 量

切土 約 100,000㎡

盛十 約 10,000m³

·切盛面積

85, 000 m2

・最大切盛高さ

切土 5m

盛土 5m

締め固め

所定の巻出し厚で敷き均し、各層毎に充分締め固めを行う。

·法面保護工

造成による法面発生部分には種子吹付け等を行う。

がけ面の保護

擁壁により保護する。

9. 残土処分・搬入土

・造成における切土が発生するため、搬出計画を立案する。

10. 排水施設

・雨 水 : 所定の側溝等の整備による処理

: 既存の道路側溝または幹線水路へ接続

・汚 水 : 所定の汚水管の整備による処理

: 最寄の既設汚水管へ接続

11. 道路

・各敷地ブロック共、県道(15m)及び市道(平均6.8m、8.8m他)に接道している。 なお、計画上における開発区域面積及び建替事業の規模より、100戸以上の 計画戸数の場合は、開発区域内の主要な道路について、歩車分離された往復 2車線以上の道路幅員が必要とされていることから、建替計画に際しては 道路拡幅計画図(別紙)に示す部分の拡幅が必要であり、建替事業のブロックご との整備に併せ、順次拡幅する前提で検討を行っている。



12. 公 園

- ・計画地においては、現況の市営住宅戸数に対して、計画戸数が減となる(既存約1700戸、 計画1160戸)ため、新たな公園を設置する計画はない。
- ・北山公園は道路拡幅のために一部用地を提供するので、全体の整備計画に合わせ概ね現況位置にて、同等な面積でバリアフリーに十分配慮した公園整備を行う。

13. 緑地・広場・緩衝帯の種別と面積

・集合住宅の計画地には敷地内空閑地に植栽を施す。

14. 消防水利・はしご車進入路

- ・基本的な考え方として、緊急車両の進入に対し、中高層建築物(4階建以上)へのはしご 車進入通路幅員5m以上、勾配5%以下、活動空地5×12m(30m級はしご車)を想定した 計画とする。
- ・市営住宅内に防火水槽を2基(各40t)設ける。

15. 上水道

市営水道を利用する。

16. 交通対策

- 計画にあたっては、関係課と協議のうえ整備・改良等の検討を行う。
- ・工事施工にあたっては、車両及び歩行者の通行を円滑に行うよう交通標識類の設置、 また工事車両運行に伴い必要に応じて保安要員の配置を行い、歩行者及び一般車両の 安全誘導を徹底する。

また、工事用車両を使用する全ての関係者に対して、常に一般地域住民に迷惑を掛けない運転を心掛けるよう指導徹底する。

17. 防災工事及び工事中の防災対策

・降雨による土砂の流出に注意する。(防災資材の常備)



18. 公益施設

【公益施設(既存)】

児童館、地域

・桜の宮保育所、: 現在の場所は、沿道利用ゾーンとして計画しており、建物が老朽化

していることもあり、旧幼稚園跡地へ移転する。

子育て支援 センター

北集会所

・桜の宮住宅 : 2階に集会所があり、バリアフリー未対応のため建替後の市営住宅

内への新設を検討する。

・自転車駐車場 : 市道「北鈴蘭台44号線」に沿って設置されている「北鈴蘭台駅前

自転車駐車場」は、利用者(契約者)が無いため、廃止または移設の

可否を管理者と協議する。

【公益施設(新設)】

・ 3. 土地利用計画で記載したとおり、まちづくりの観点から、沿道利用ゾーンに生活利便施設を 誘致し活用を検討している。

・各敷地において、所定の駐車場や自転車置場、ゴミ置場等を整備する。

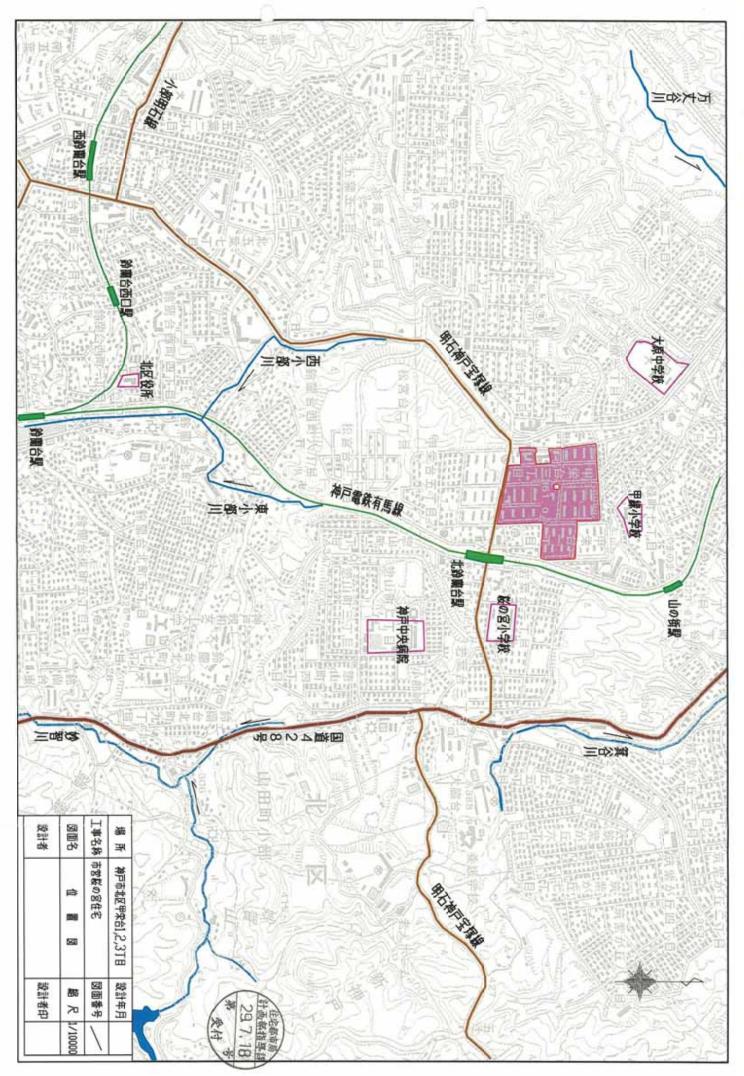
19. 工事仕様

·未定。

20. その他

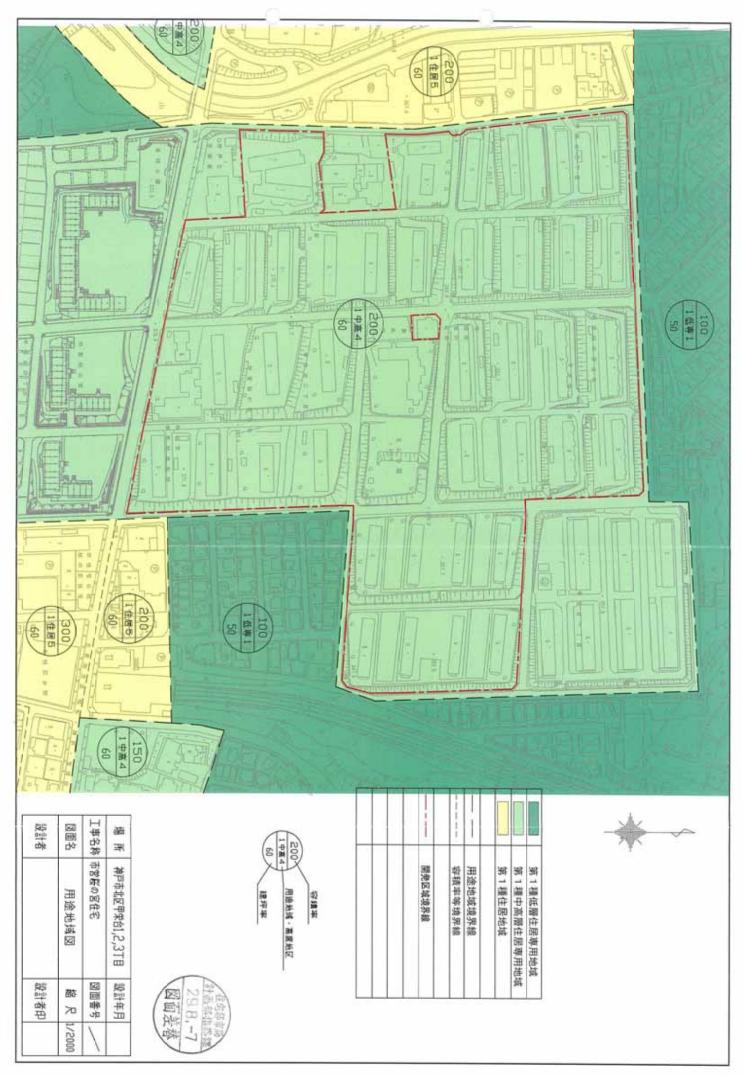
- ・当開発区域地は、市営桜の宮住宅の建替事業に際し、新たな土地利用計画を策定し、 地区計画による規制と誘導により民間活力を取り込むことで、新たな生活利便施設の立地を 計画している。
- ・地元協議・説明は開発協議と並行して行う。

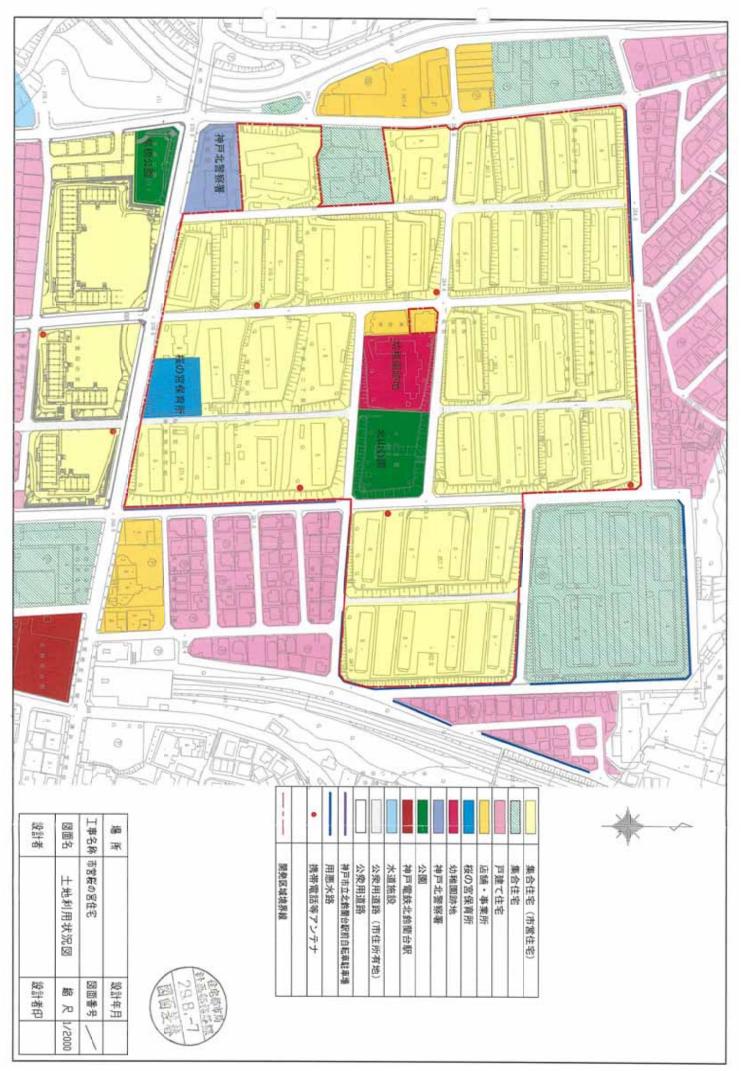




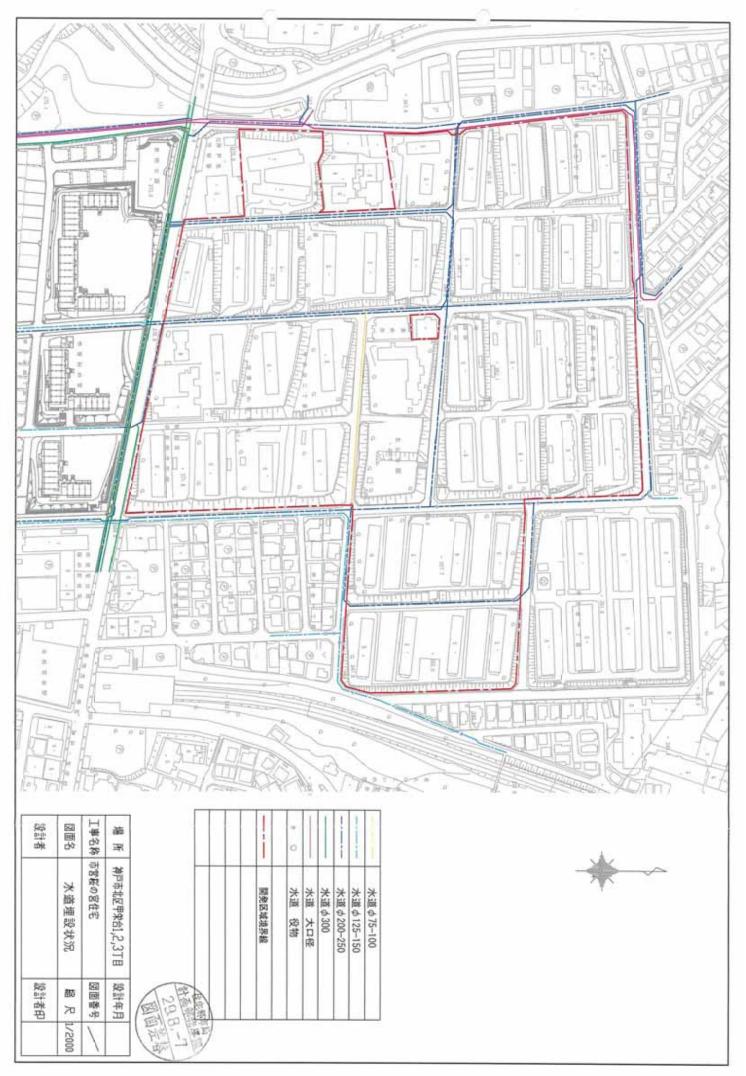
参考資料8頁

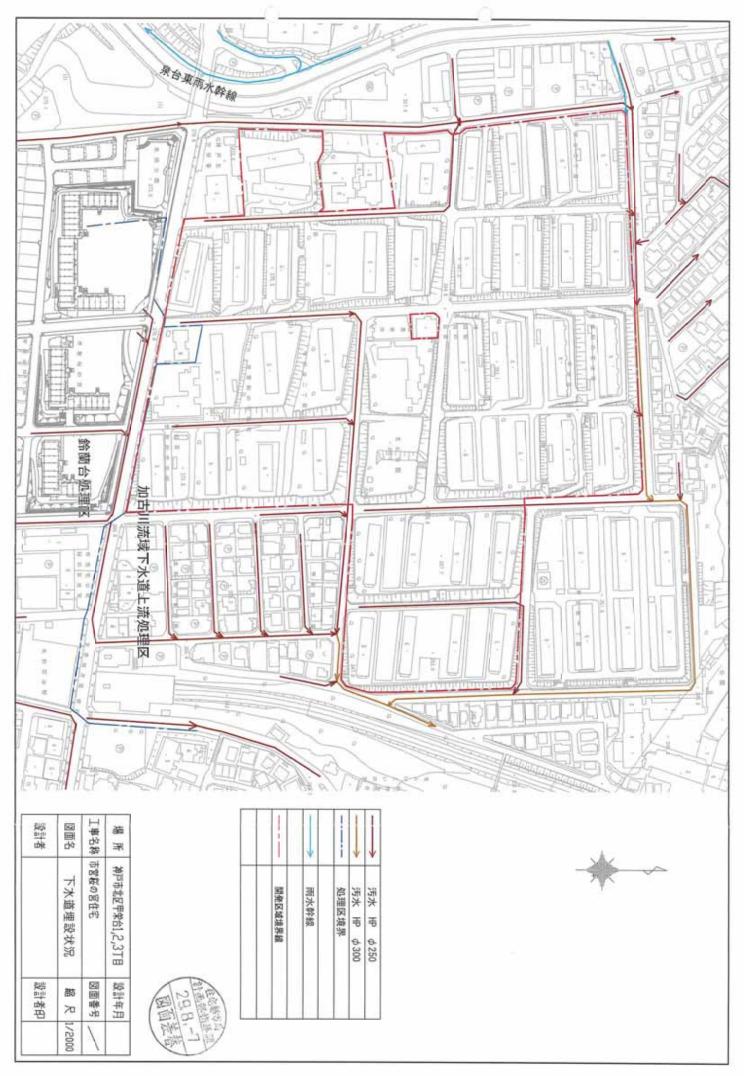




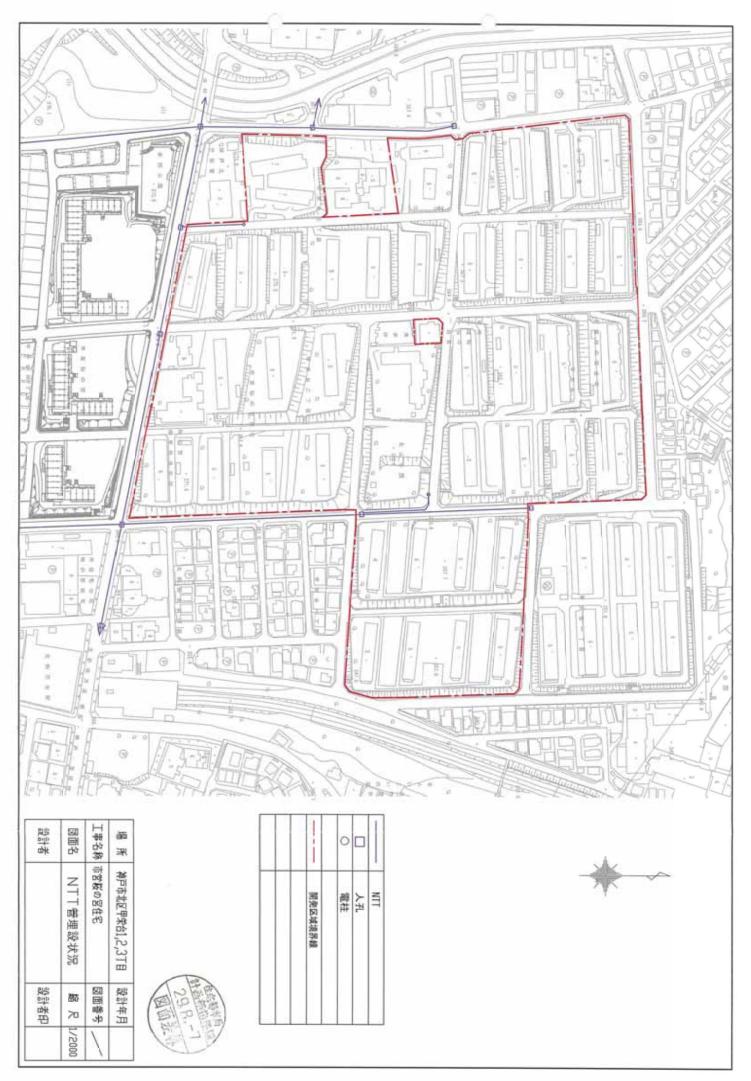


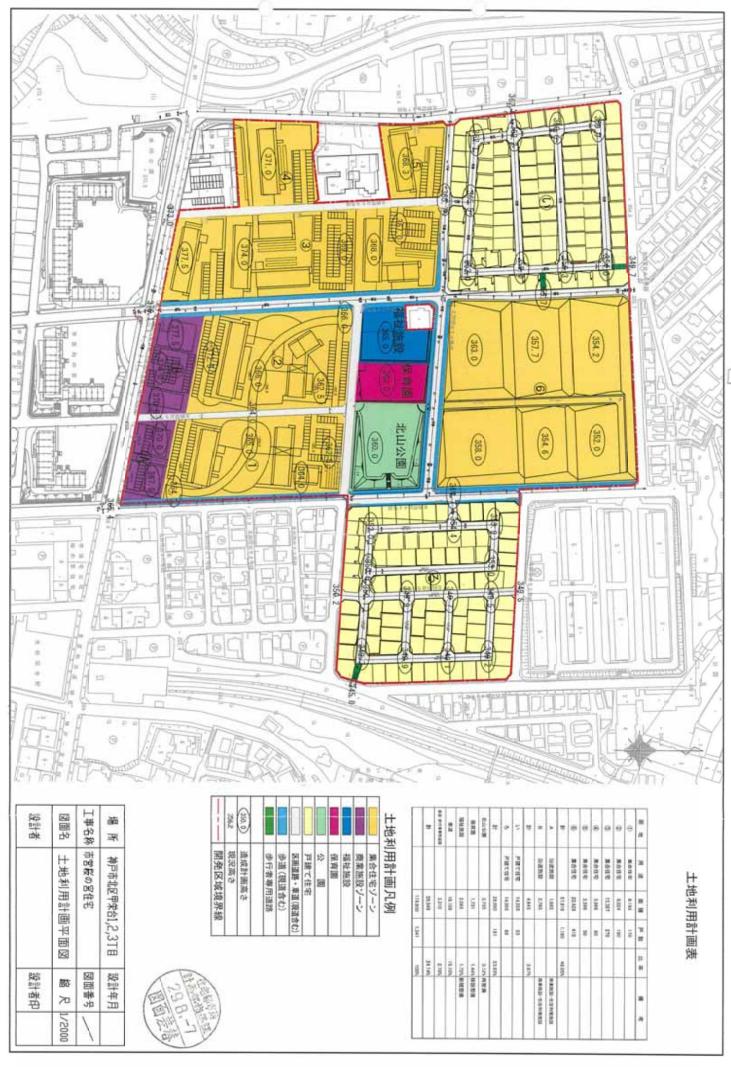


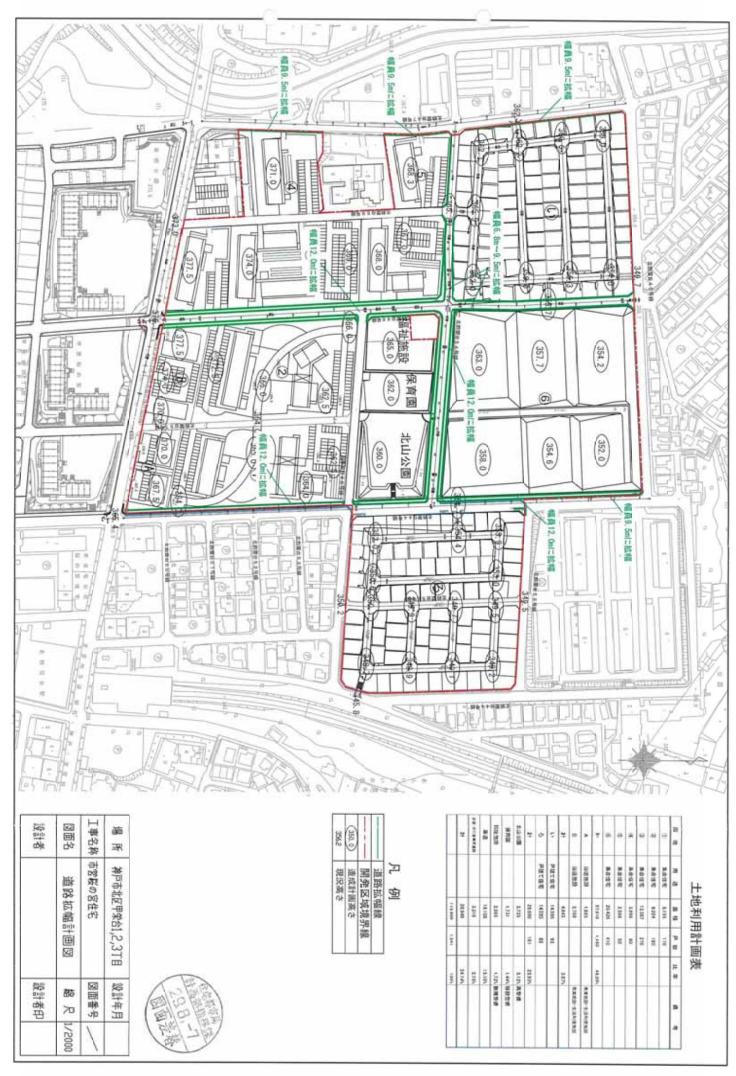


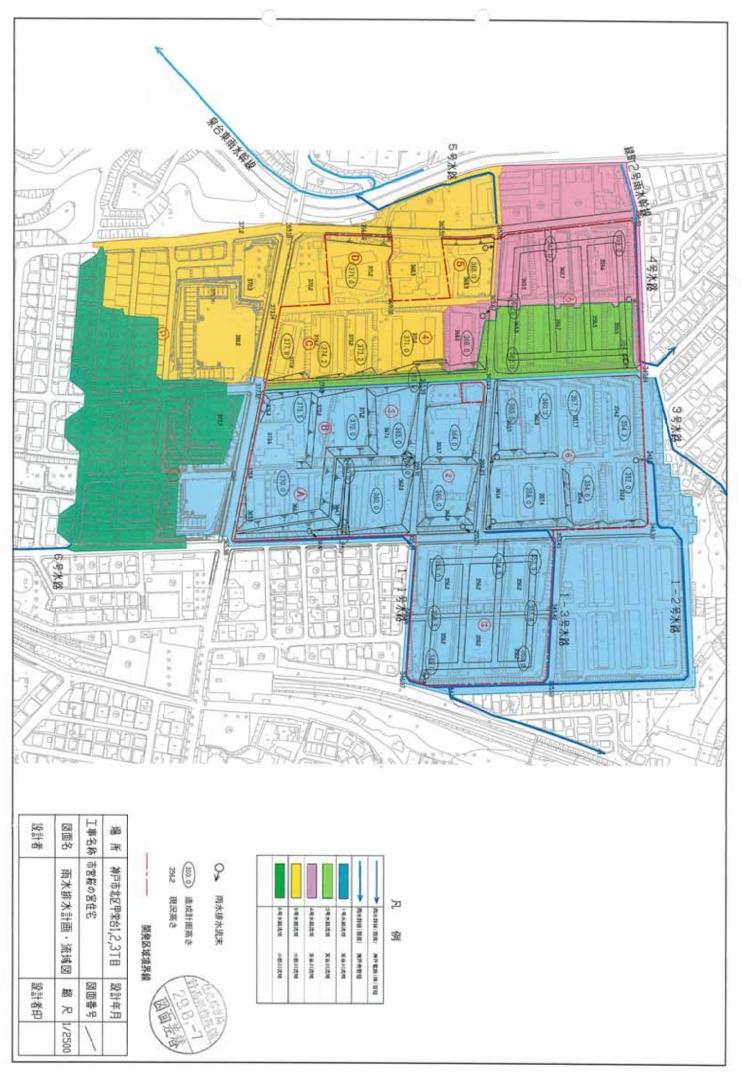


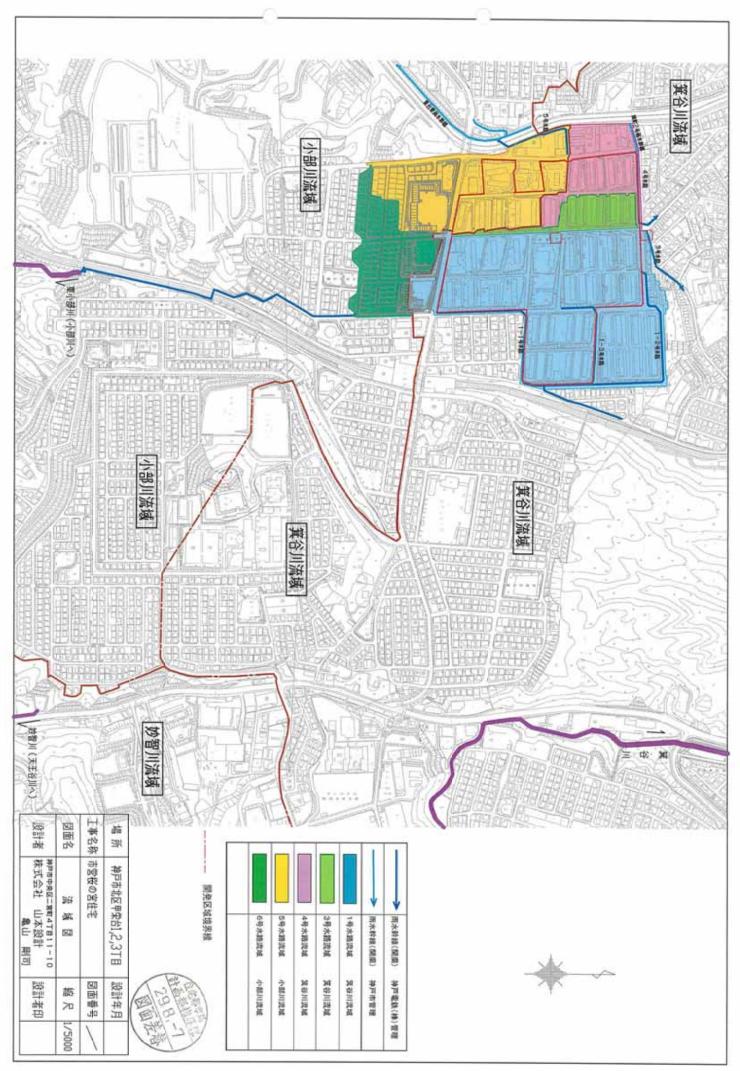


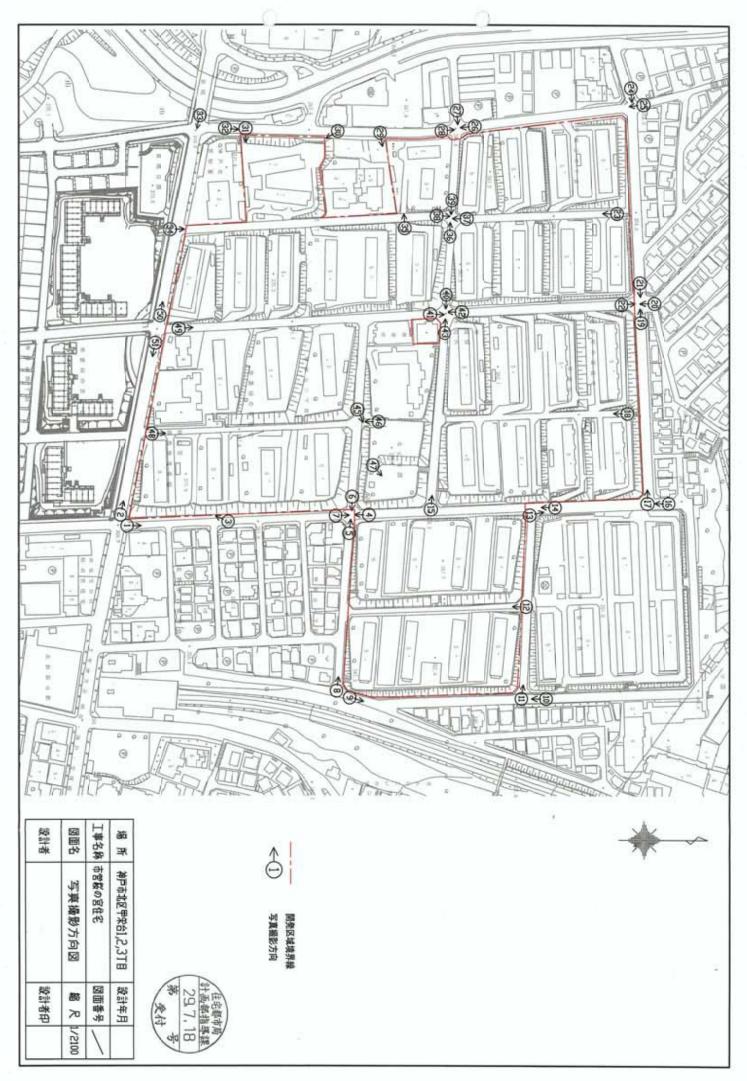














神交自市運第618号平成29年8月23日

神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉 様

> 神戸市交通局自動車部 市バス運輸サービス課長 林田 亨

開発申出書に関する意見について (回答)

平成29年8月22日付けをもって申し出のあった開発申出については、次のとおりです。

1. 開発区域の位置	神戸市北区甲栄台1、2、3丁目
2. 申 請 者	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉
3. 住宅都市局計画部指導課 受 付 番 号	平成 29 年 7 月 18 日 第 318 号

記

■ 申請のとおり同意します。

整理番号:



神建防河 第 29046 号 平成 2 9 年 8 月 2 4 日

神戸市住宅都市局

局長 岩橋 哲哉 様

神戸市建設局防災部 河川課長 瀬川 典康

開発申出書に関する意見について (回答)

平成29年8月22日付をもって申出のあった下記開発行為(開発行為変更)事前審査願については、 次のとおりであります。

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
開発	区域の位置	北 区 甲栄台1、2、	3丁目		
申	請者	神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉			
指導	課受付番号	平成29年7月18日	第 318	号	
			3		
		0 7)			変更
回答		2-1)	開発面積	119,900.00	m²
	1 申請どおり		開発戸数	1341	戸
Ar III	2 次の条件()	意見)を付けて同意します。	開発目的	非自己用(集合住: 、商業施設、保育所設)	宅、戸建て住宅 所、老人福祉施
条件					
		ἄ及び周辺の河川・水路敷を調査 地境界協定を行ってください。	し、準用・普通河	川敷・市有水路敷があ	る場合は、
		路の流下能力を調査し、必要な防 要な協議を行ってください。	び対策を計画し	てください。又水利権が	が有る場合は
	□ ウ) 開発区域内及び区域に接する市有水路については、幅員(0.75m, 1.0m)以上の管理用通路を確保すると共に必要な整備を行ってください。				用通路を確保
	エ) 開発面積が1	na以上ですので、兵庫県神戸土木	事務所の意見	(洪水調整池の設置等)を聞いてください。
□ オ) 開発許可申請までに、本課と上記(下記)条件に関する都市計画法32条協議を行ってください。				ください。	
	カ)その他				
		•			



神建下計第 29051 号 平成29年 8月25日

神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉 様

神戸市建設局下水道部 計画課長 樋野 創

開発行為申出書に関する重要事項 について (通知)

平成29年 7月18日付をもって申し出のあった下記の開発計画については、 次のとおりです。

1. 開発区域の位置	神戸市 北区 甲栄台1、2、3丁目
2. 申請者	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市住宅都市局長 岩橋 哲哉
3. 住宅都市局計画部 指導課受付番号	平成29年 7月18日 第 318 号

記

〈重要事項〉

1. 開発に際しては神戸市開発指導要綱等の関連法規に基づいて排水計画を立案すること。

【汚水排水】

- 1. 下流既設汚水管の能力を考慮し計画すること。
- 2. 公共下水道(汚水管)を布設[公道移管部・既設管撤去]する場合、都市計画法第32条の 協議を行うこと。
- 3. 既設接続桝(取付管を含む)を調査し、不要となる接続桝(取付管を含む)は、撤去してください。

【雨水排水】

- 1. 開発行為に伴い新設する公共下水道(雨水幹線)及び既存水路を帰属する場合について、都 市計画法第32条の協議を行うこと。
- 2. 開発区域の地形に従い、流域変更を行わないこと。
- 3. 流末を道路側溝(市道)に接続する場合には、道路管理者と協議すること。
- 4. 流末水路の権利者・管理者の同意を得ること。
- 5. 兵庫県総合治水条例の規定に基づき、グランド貯留、浸透性舗装、雨水貯留槽等の流出抑制施設 の設置を検討してください。



神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉 様

神教委文第 29201001号-2 平成 29年 8月 25日

神戸市教育委員会事務局社会教育部文化財課長 千種 浩

開発申出書に関する意見について(回答)

平成 29 年 8 月 22 日付をもって申し出のあった下記の開発申出書については、つぎのとおりであります。

		•
1. 開発区域の位置	神戸市北区甲栄台1、2、3丁目	,
2. 申 請 者	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉	
3. 計画部指導課 受 付 番 号	平成 29年 7月 18日 第 318 号	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
≪ 回 答 事 項 ≫ □ 申請どおり同意い	〔回答は●印のところです。 いたします。)
財保護法	、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内に位置する。開発にあたっては、3 第93条に基づいて、神戸市教育委員会教育長あて届出が必要である。詳細については、 会文化財課と協議されたい。	•—
に近接して けるため、 見された場	見在、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるが、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡 でおり、同遺跡が広がる可能性がある。このため開発にあたっては、遺跡の不時発見を 埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査が必要である。試掘調査の結果、埋蔵文化財が 場合は、文化財保護法に基づき神戸市教育委員会教育長あての届出が必要である。詳細 当教育委員会文化財課と協議されたい。	避 発
埋蔵文化則	. 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であり、かつ工事の実施に支障はない。万一工事中 財の発見があった場合は、直ちに工事を中止し、文化財保護法に基づいてすみやかに当 文化財課に届出られたい。	
rv		

神消警警第 2251 号 平成 29 年 8 月 25 日

神戸市住宅都市局

局長 岩橋 哲哉 様

神戸市消防局警防部 警防課長

開発申出書に関する意見について(回答)

平成 29 年 7 月 18 日付をもって申し出のあった下記の開発申出書について、 つぎのとおり回答します。

1. 開発区域の位置	神戸市北区甲栄台1、2、3丁目
	神戸市中央区加納町6丁目5番1号
2. 申 請 者	神戸市住宅都市局
·	局長 岩橋 哲哉
3. 計画部指導課	平成 29 年 7 月 18 日 第 318 号
受 付 番 号	

記

- □ 申請どおり同意します。
- つぎの条件(意見)をつけて同意します。
 - ・消防水利(防火水槽又は消火栓)を設置すること。また、その位置、構造等について、消防局と協議すること。消防水利のうち1以上を防火水槽とすること。
 - ・設置予定の防火水槽の位置、構造等について、消防局と協議すること。
 - ・4層以上の建築物にあっては、消防はしご車等進入路等を確保すること。また、その位置、 構造等については、消防局と協議すること。
- □ その他

(担当課→申請者) 開発申出書 (29-001)

神建公計第29064号平成29年8月30日

神戸市住宅都市局 "局長" 岩橋 哲哉 様

神戸市建設局公園部 計画課長 栗本 明久

開発申出書について (回答)

平成29年8月22日付をもって申し出のあった下記の開発計画については、つぎのとおりです。

1 開発区域の位置	神戸市北区甲栄台1丁目、2丁目、3丁目
2 申 請 者	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉
住宅都市局 3 計画部指導課 受付番号	平成29年7月18日 第318号

記

- □ 申請どおり同意します。
- つぎの条件(意見)をつけて同意します。
 - 1 戸建住宅以外の集合住宅等の敷地の空閑地緑化について、開発指導要綱に基づいて、植栽計画をたて事前に公園部計画課と協議すること。
 - 2 植栽の構造図を提出すること。
 - 3 開発区域内の北山公園は、既存公園面積(実測3,738.40 m)以上を確保した 上で現在の位置で神戸市開発指導要綱の開発基準に基づき再整備すること。ま た、隣接する道路の拡幅に伴う区域の変更については、事前に公園部計画課と 十分に協議を行うこと。
 - 4 福祉施設が住宅と見なされる場合等、計画戸数に変更(増加)がある場合は、 事前に協議すること。
 - 5 北山公園の再整備計画については、都市計画法第32条に基づく公共施設管理 者協議の成立を図ること
 - 6 北山公園の再整備に係る工事期間中、公園の利用を休止する必要があるため、 事前に本市とよく協議すること。
 - 7 北山公園の現場の引継ぎに関して、事前に本市とよく協議すること。
 - 8 戸建住宅以外の集合住宅等は、「神戸市建築物等における環境配慮の推進に 関する条例」の緑化義務の対象となります。

なお、建築面積が1, 000m以上となる場合は、同条例に係る届出が必要です。

□ その他



神環環指第 3059 号 平成 29 年 8 月 31 日

神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉 様

神戸市環境局環境保全部環境保全指導課長神戸市環境局環境保全部自然環境共生課長

開発申出書に関する意見について(回答)

平成 29年8月22日に提出された開発申出書(受付番号:第申29-1号)について、次のとおり回答します。

1	開発区域の位置	神戸市北区甲栄台 1、2、3 丁目
2	申請者	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉
3	住宅都市局計画部 指導課受付番号	平成 29 年 7 月 18 日付 第 318 号

記

次の条件(意見)をつけて同意します。

- ① 当該開発行為の実施にあたっては、<u>裏面に示す公害関係法令に基づく届出等が必要</u>であるので、 所要の届出等を行うとともに、規制基準を遵守すること。
- ② 土壌汚染対策法の届出が着手の30日前までに必要である。(場合によっては不要であるので、必ず事前に相談すること。)

なお、事業者が土地所有者でない場合は、土地所有者の同意書の添付が必要であり、市有地(河川、道路等)の場合は、所管課(防災部河川課、道路部計画課等)と事前に協議し、同意書を取得すること。また、公共施設若しくは公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする場合にあっては、同法第61条第2項の規定に基づき、届出の要不要にかかわらず、当該土地の土壌汚染のおそれの把握について留意すること。

- ③ 開発工事の実施にあたっては、騒音・振動対策及び粉じん飛散防止対策を十分に講じること。 また、土砂・資材等の搬出・搬入に際し、工事用車両に起因する騒音・振動等が周辺の生活環 境に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。
- ④ 工事に伴い発生する排水については、工事現場が下水道処理区域の場合は建設局下水道部計画 課と、下水道処理区域外の場合は、環境保全指導課と協議すること。
- ⑤ 周辺住民等から当該開発工事に起因する公害苦情や施設の供用に起因する公害苦情が発生した 場合には、事業者が責任をもってその解決を図ること。
- ⑥ 施設の供用に伴い発生する騒音等により、周辺環境への影響が考えられるので、必要に応じて 適切な措置を講じること。
- ⑦ 緑化・植栽を行うにあたっては、地域の生態系に配慮し、国の生態系被害防止外来種リスト及び神戸版レッドデータ 2015 のブラックリスト選定種を避けるよう努めること。
- ⑧ 神戸電鉄有馬線に近接しており、騒音等の影響を受ける可能性があるので、現状を把握の上、 建物側においても必要に応じて遮音性能を確保する等の対策を講じることにより、良好な生活環 境が保全されるよう努めること。
- ⑨ 当該開発地を譲渡する際には、譲渡する者に以上の条件を申し伝えること。

以上

公 害 関 係 法 令

生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例 関連を及ぼさないように、自動車の駐車位置、当該駐車施設の出入口の位置、遮音のための構造物の設置その他の事項について配慮すること			<u> </u>	<u> </u>	<u> 判</u>	示	冱	ייד		
・振動規制法・兵庫県条例 ・兵庫県条例 ・兵庫県条例 ・兵庫県条例 ・兵庫県条例 ・兵庫県条例 ・兵庫県条例 ・兵庫県条例 ・張藤県条例 ・張藤県条例 ・張藤県条例 ・張藤県条例 ・張藤県条例 ・張藤県条例 ・張藤県条例 ・大気汚染防止法・兵庫県条例 ・大気汚染防止法・兵庫県条例 ・グイオキン・頻対策・特定施設(ダイオ・シン関係)との土地の形質の変更を施工しようとする者を施設(新り間に、大気汚染防止法・大気で強力を施設(ダイオ・シン関係)と関係。 をを施設(メイン サン・関係)として、当該性事がのと関係。 をを施設(メイン サン・関係)として、当該性事が関係といった。 との主権を施設を関係。 また。 との主権を施設を関係した。 と、 本域で、 大気に、 は、 大気に、 大気に、 大気に、 大気に、 大気に、 大気に、 大気に、 大気に		l I	届出等の	種類		届	<u></u> 出者		届出時期	担当
 ○ ・兵庫県条例 等工事実施届 (※3) ○ ・騒音規制法 特定施設(騒音関 係)設置届 ○ ・長庫県条例 特定施設(援動関 係)設置届 ○ ・大気汚染防止法 ・ 元庫県条例 特定施設(援動関 係)設置届 特定施設(活い速・VCCB 係)設置届(粉じん・はい速・VCCB 保 を定職と(ダイオ・シン・関係)設置 届 特定施設(ダイオ・シン・関係)設置 届 特定施設(ボーダ・大気病験係) ○ ・ダイオキシン類対 特定施設(メイカ・シン・関係)設置 届 特定施設(水質関 別 大気病境係) (10:322-5304) ○ ・必の不才を決した ・ 元庫県条例 特定施設(水質関 別 大気病境係) (10:322-5304) ○ ・投展県条例 特定施設(水質関 別 大気病境係 (10:322-5304) ○ ・投展県条例 特定施設(水質関 別 大気病境係 (10:322-5304) ○ ・投展県条例 特定施設(水質関 別 大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大	0	•振動規制法		作業実	建設とする	と作業を る者(元	を施工し に請業者	ンよう 皆)		,
 ○ ・兵庫県条例 係)設置届 特定施設 (振動関係) 投動規制法 ・ 兵庫県条例 特定施設 (振動関係) 設置届 (おじん・ 兵庫県条例 指を施設 だっと でいたが 使いか といか ではい 煙・VOC関係) との ではい 煙・VOC関係) がで 施設 (悪臭関係) でなり 関係) 設置 届 (かじん・ 大気汚染防止法 ・ 兵庫県条例 (保) 設置	\triangle	・兵庫県条例	等工事実	-	業を	施工し	しようと			
● ・	\triangle			騒音関					• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
→ 大気汚染防止法・ ・				振動関					l '	
・・ 京神別措置法 ・・ 兵庫県条例 ・・ 海戸内海環境保全特別措置法 ・・ 水質汚濁防止法・水質汚濁防止法・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・	\triangle		請又は特定 設置届(*) ばい煙・V	定施設 分じん・				指定施設又は特定施		
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		'	キシン関係		1		者 特定施設に 設置工事の	設置工事の開始の日		
 全特別措置法・水質汚濁防止法・ 投置届 ・土壌汚染対策法 第4条 ・地域汚染対策法 第4条 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・本事市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例 ・神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例 ・神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例 ・神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例 ・神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例 ・神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例 ・神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例 ・神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例 ・神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境にある学校等の施設に隣接して設定が表する場所で、設施と関する工事を施工する日の30日前まで ・神戸市民の健康の保持などは、当該駐車施設を、同等の施設に関する工事を施工する日の30日前まで ・神戸市民の健康の保持などは、当該駐車施設を、同等の施設に関する工事を施工する日の30日前まで ・神戸市民の健康の保持などは、当該駐車施設に関する工事を施工する日の30日前まで ・神戸市民の健康の保持などは、当該駐車施設に関する工事を施工する日の30日前まで ・神戸市民の健康の保持などは、当該・中施設を表すと対するとは、当該・中施設の周辺の生活環境に支障を及ぼさないように、自動車の駐車位置、当該・駐車施設の出入口の位置、遮音のための構造物の設置その他の事項について配慮すること 		・兵庫県条例				VOOR 114 & C				
・土壌汚染対策法 第4条	\triangle	全特別措置法 ·水質汚濁防止法	係)許可申							
・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 公害防止管理者 選任届 公害防止管理者 選任届 公害防止管理者等設置 表務のある特定施設を設置しようとする者 ・神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例 「管を及ぼさないように、自動車の駐車位置、当該駐車施設の出入口の位置、遮音のための構造物の設置その他の事項について配慮すること 本語、表別に定める学校等の施設に隣接して設置しようとする者 「財車施設で関する工事を施工する日の30日前まで 「財車を及ぼさないように、自動車の駐車位置、当該駐車施設の出入口の位置、遮音のための構造物の設置その他の事項についてで記慮すること	0	· ·	の土地の 変更の届出	形質の	形質	質の変更			に着手する日の 30	
・神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例 「監車施設設置に際しては、当該駐車施設の周辺の生活環境に支障を及ぼさないように、自動車の駐車位置、当該駐車施設の出入口の位置、遮音のための構造物の設置その他の事項について配慮すること		る公害防止組織 の整備に関する		管理者	置象	義務の	ある特	定施	害防止統括者は 30 日)以内に選任し、選 任後30日以内に届出	大気環境係
駐車施設設置に際しては、当該駐車施設の周辺の生活環境に支 一	\triangle	の保持及び良好な 生活環境の確保の	動車公害	防止措	地える条のが	面積が 5駐車 列に定 を設に	500m ² 施設を める学 隣接し	を超同等設	事を施工する日の30	
(その他)	Δ		障を及ぼさ 入口の位置	ないよ 量、遮音(して うに、	は、当 、自動	該駐車 車の駐	施設の	置、当該駐車施設の出	(IEL.322-0300)
	(その他)	,								

^{※1 ○:}必要、△:場合により必要となるため、右欄の担当に要確認

事業者が土地所有者でない場合は、土地所有者の同意書の添付が必要です。また、市有地(河川、道路等)の場合は、所管課(下水道河川部河川課、道路部計画課等)に事前に協議し同意書を取得してください。 参考資料29頁

^{※2} 兵庫県条例:環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)

^{※3} 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建物を解体・改造・補修する際は、同届の代わりに14日前までに「特定粉じん排出等作業実施届出書(大気汚染防止法)」の提出が必要

^{※4} ②:土壌汚染対策法の届出が着手の30日前までに必要です。(場合によっては不要ですので、必ず事前にご相談ください。)

事 務 連 絡 神戸(神土) 許第 29-1016 号 平成 29 年 9 月 **5**日

神戸市住宅都市局指導担当部長 様

兵庫県神戸県民センター長 (神戸土木事務所)

開発申出書に関する意見について (回答)

平成29年8月18日付け神住計指第880号で照会のあった下記の開発申出書については、次のとおり回答します。

1	開発区域の位置	神戸市北区甲栄台1丁目、2丁目、3丁目
2	申 請 者	神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉
3	宅地開発指導課 受 付 番 号	平成 29 年 7 月 18 日 第 318 号

記

次の条件(意見)をつけて同意します。

総合治水条例に基づく協議を行うこと。



神水事配第657号の2 平成29年 9月 4日

神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉様 上記復代理人 株式会社 山本設計 亀山 剛司 様

神戸市水道局事業部配水課長

開発申出書に関する意見について (回答)

平成29年8月22日付をもって申し出のあった下記の開発申出については、つぎのとおりです。

1. 開発区域の位置	神戸市北区甲栄台1,2,3丁目
2. 申 請 者	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉
3.住宅都市局計画部 指導課受付番号	平成29年7月18日 第318号

記

- □ 申請のとおり同意します。
- 「「」つぎの条件(意見)をつけて同意します。(裏面参照)
- □ その他。

(担当課 → 申請者)

Ħ 給水装置工事の施行にあたっては、本市水道条例、関係規程及び施行 基準等に従うとともに、水道局北センターと給水方法、給水口径等につ いて事前に詳細な協議を行い、その指示に従ってください。 給水開始時期については、事前に水道局と十分な協議を行い、その指 团 示に従ってください。 低水圧区域であるため、事前に水道局と十分な協議を行い、その指示 に従ってください。 ÌТ 配水管等の新設又は改良(既設配水管の口径変更等)が必要な場合は、 神戸市水道条例第33条に規定する水道工事負担金が必要になりますの で、開発許可後速やかに水道局事業部配水課あて水道施設設置申請書(都 市計画法上の開発許可通知書(写)などの必要書類を添付)を提出して ください。 前面道路に布設されている配水管は告示管であるため分岐工事におい て負担金が必要です。 市水道水と地下水等を併用される場合は、神戸市水道条例及び神戸市 水道条例施行規程に定める地下水等併用水道に該当するため、すみやか に水道局事業部配水課給水装置係と協議を行い、その指示に従ってくだ さい。 占 開発区域が水道施設(揚水管等)と近接しているため、事前に水道局 と十分な協議を行い、その指示に従ってください。



第 59 号 平成29年 9月 5日

神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉 様

神戸市建設局道路部計画課長

開発申出書に関する意見について(回答)

平成29年 8月25日付をもって申し出のあった下記の開発申出書の意見については、次のとおりです。

1.	開発区域の位置	神戸市北区甲栄台1,2,3丁目
2.	申 請 者	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉
3.	宅地開発指導課 受付番号	平成29年 7月18日 第 318 号

記

集合住宅 1,160 戸 戸建住宅 181 戸 商業施設・保育所・老人福祉施設 A=119,900 ㎡

裏面【意見書】のとおり。

裏面につづく

【意見書】

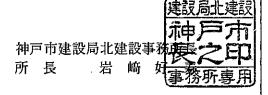
- 1. 開発区域内及び開発区域に関連する周辺の公共施設(道路・水路)の境界明示または区域明示を受けること。
- 2. 開発区域内及び開発区域に接して公共施設(道路・溝渠)が存在する場合は、必要に応じて関係者の同意を得て付替、または拡幅整備を行うこと。
 - ①開発区域に接する既存道路と開発区域内に新設する道路との交差部の位置・形状等については、 交通の安全性と円滑化を十分検討し計画すること。
 - ②計画戸数 100 戸以上の進入道路は、歩車分離された幅員 10m以上の道路となるよう計画すること。 開発区域内の区画道路については、幅員 6.0m以上で計画すること。
 - ③開発区域に接する既存道路については、中心後退 3.0m以上で拡幅整備すること。 ただし、対側地が崖地等の場合は、一方後退 6.0m以上で拡幅整備すること。
 - ④開発区域内の既存道路を廃止する場合は、神戸市建設局道路部管理課と協議すること。
 - ⑤自転車歩行者専用道路(フットパス等)を設置する場合は、道路幅員 4.0m以上で計画すること。 また、下記の a~d に留意し計画すること。
 - a. 歩行者動線(目的)を明確にしたうえで必要最低限とし、原則、歩道へ接続すること。
 - b. 自転車歩行者専用道路(フットパス等)と他の道路が交差する場所には車止めを設置し 安全対策を講じること。
 - c. スロープ構造で整備する場合は、神戸市バリアフリー道路整備マニュアル等の基準に基づき 計画すること。
 - d. 階段構造で整備する場合は、自転車や買物用カート等が手押しできるよう斜路付のものを 検討すること。
 - ⑥道路交差部との隅切りは、斜辺長で 4.0m 以上を標準値として整備すること。
 - ⑦道路排水施設の構造は、LU 側溝を原則とし、神戸市標準構造図集(土木一般工事)で 計画すること。
 - ⑧整備する道路において構造上不要な部分は、公共施設用地としての帰属は受けませんが、隣接地との高低差が生じる場合等については、0.5m以上の施設帯を整備すること。
 - ⑨宅地の配置計画においては、幹線道路(歩道)からの車両乗入れ(出入り)が発生しないよう 計画すること。
 - ⑩車両乗入施設の位置·幅等については、神戸市開発指導要綱·乗入れ施設設置基準等に基づき 必要最低限となるよう計画すること。
 - ⑩道路の設計にあたっては、都市計画法・神戸市開発指導要綱・道路法・道路構造令・神戸市バリアフリー道路整備マニュアル等関連法規に基づき計画すること。
 - ⑩開発区域内の雨水排水を既存道路側溝(水路)に接続する場合は、開発区域内から既存排水施設の能力を確認のうえ計画し、不足する場合は改修すること。(接続部から河川及び雨水幹線の流末まで)
 - なお、道路排水は、公共用地を経て流末処理されるよう計画すること。
 - ⑤流域面積 2.5ha 以上となる場合は、雨水幹線として計画し、神戸市建設局下水道部計画課と協議すること。雨水幹線もしくは河川等の流域を確認し、変更が生じる場合は管理者の同意を得ること。
 - ④市営桜の宮住宅建替事業に係る移管予定公共施設(道路)の設計協議について(任意協議) (平成26年3月3日協議済)を遵守し計画すること。

3.	開発申出書に対する兵庫県公安委員会からの回答は別途されるため、その内容遵守すること。
4.	道路法第95条の2に基づく兵庫県公安委員会への意見照会が必要になるため、時間的余裕を もって本課と協議すること。
5.	電柱・照明灯 (防犯灯) の支障物件は、申請者の負担で移設すること。
6.	既存道路構造物等に影響を与える場合は、神戸市建設局北建設事務所と道路法の手続きを行うこと。
,	



神建北第 29-12 号 平成 29 年 9 月 12 日

神戸市住宅都市局 局長 岩橋 哲哉 様



開発申出書に関する意見について(回答)

平成29年8月25日付をもって申し出のあった下記の開発申出書については、つぎのとおりです。

1. 開発行為の位置	神戸市北区甲栄台 1、2、3 丁目
2. 申 請 者	神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市住宅都市局 局長 岩橋哲哉
3. 住宅都市局計画部 指導課 受付番号	平成 29 年 7 月 18 日 第 318 号

記

- □ 申請どおり同意します。
- つぎの条件(意見)をつけて同意します。
 - 1. 道路法に関する24条工事及び道路占用等は、当事務所へ申請すること。
 - 2. 多量の土砂及び資材を搬出・入する場合は、道路の汚損・破損防止の対策を充分に講じること。また、搬出入計画書を当事務所に提出すること。
 - 3. 掘削により道路及び側溝等の道路構造物に影響を及ぼす恐れがある場合は、沿道掘削願(誓約書)を当事務所に提出すること。
 - 4. 付近住民に、工事計画の説明を行い、理解を得ることが望ましい。